

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面 6

平成25年10月29日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同

竹 野 下 喜 彦



同

松 永 暁 太



本準備書面においては、必要と考えられる限度で原告準備書面(8)に対する反論を行う。

1 精神的損害(慰謝料)に関する原告の主張について

(1) 原告は、精神的損害(慰謝料)について、公害等調整委員会が本件裁定において、「生命・健康・財産に関して重大な不安を抱かせる環境要因が存在する場合、それが客観的には生命等への影響を及ぼさないものであるとしても、心理的に行動が制約されるなどして日常生活の平穏を害する場合もあるから、人が、生命・健康・財産に関して、環境要因によって重大な不安を抱くことなく日常生活を送ることは、人格的利益(平穏な生活を営む権利)の一環として、

法的に保護される余地がある」、「本件事故や放射性物質の拡散状況に関し一般人が受け取る情報内容を前提として、申請人の生活状況の下で、本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる必要がある」と判断していることに対し、①政府指示及び各メディアの報道をもって「一般人が受け取る情報内容」としている点は狭きに失する、②不安を「重大なもの」に限定すべきではなく、不安が「具体的」なものでありさえすれば法的保護に値すると主張する。

- (2) まず、①の点につき、原告は、「一般人が受け取る情報内容」について、政府指示及び各メディアの報道から受け取る情報内容に限定すべきではなく、インターネットを通じて受け取る情報（ホームページ、ブログ、ツイッター、YouTubeなどから受け取る情報並びにシンポジウムや学会、研究会等から受け取る情報等）も含まれると解すべきであると主張する（原告準備書面（8）の4～5頁）。

しかしながら、公害等調整委員会が、「一般人が受け取る情報内容」について、政府及び各メディアの報道から受け取る情報内容に限定して、インターネットを通じて受け取る情報内容を排除しているとは考えられない。すなわち、同委員会は、「上記イのとおり、本件事故発生当初は、テレビ等を通して、水素爆発により原子炉建屋が崩壊した状況などの衝撃的な映像が全国に流れるとともに、避難区域等が徐々に拡大され、放射性物質の拡散や健康影響についての情報も錯綜するなどして、国民の間で大規模な原子力事故に対する不安と緊張が高まっていたことが認められ、また、東京都特別区内の環境中にも、本件事故によって放出された放射性物質が到達したことが次第に明らかとなり、都民の間でも放射線被ばくに対する不安が広がっていたことも認められる」（乙第13号証の33頁）と認定しているが、「放射性物質の拡散や健康影響についての情報も錯綜するなどして」いたとの認定部分からすれば、インターネット上の情報を含めて様々な情報が飛び交っていたことを前提としていたことが

窺えるのである。また、テレビ・ラジオ・新聞などのメディアもそれぞれがインターネット上でも情報を提供しており、公害等調整委員会がそれらの情報を排除しているとは到底考えられない。もっとも、インターネット上の情報は、出所が明らかではなく、その真偽も不明なものが多数あることから、テレビ・ラジオ・新聞などのメディアの報道と比較すると、一般人の受け止め方も異なり、結果的には「一般人が受け取る情報内容」には含まれないものがあることは、むしろ当然であるというべきである。

以上のとおり、「一般人が受け取る情報内容」に関する原告の主張は、本件裁定内容の理解の誤りによるものであって、失当である。

(3) 次に、②の点につき、原告は、本件事故に関して原告には一切不利益を受忍すべき理由はないから、不安を「重大」なものに限定する理由はなく、原告が被った不安が「具体的」でありさえすれば、法的保護に値する人格的利益の侵害が認められるべきであると主張する（原告準備書面（8）の6頁）。

しかしながら、本件裁定が、「重大な不安」としているのは、「生命・健康・財産に関して重大な不安を抱かせる環境要因が存在する場合、それが客観的には生命等への影響を及ぼさないものであるとしても」との説示部分から明らかかなように、そこで問題としている法的利益性は、「健康に係る被害」についてのものでなく、「生活環境に係る被害」についてのものであって、しかも、「健康に係る被害」が認められない場合においてもなお「生活環境に係る被害」として法的利益性が認められるかどうかの場面であるからなのである。

「健康に係る被害」が認められない場面において、「生活環境に係る被害」を安易に認めるようなことになれば、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」に対して賠償する結果となってしまうことから、「重大な不安」に限定することが必要かつ妥当であるのである。

したがって、「具体的な不安」で足りるとする原告の主張は、独自の見解であるといわざるを得ず、失当である。

## 2 具体的な不安感の根拠に関する原告の主張について

原告は、原告準備書面（7）で主張した不安感の根拠について、当時の新聞・雑誌等の報道及び政府・被告の発表を加えて主張を再整理している（原告準備書面（8）の7～19頁）。

原告が指摘するような政府の発表や報道がされたこと自体は概ね認めるが、そのような発表や報道によって、「本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当」とは考えられないことは、被告準備書面5で反論したとおりであり、本件裁定も適切に判断しているところである。

## 3 具体的な不安感の存在を被告が認めているという原告の主張について

原告は、被告が東京都の学校給食の検査費用を賠償している点を捉えて、被告自身、東京都特別区において、食料品の流通について具体的な不安が存在することを認めていると主張する（原告準備書面（8）の19～20頁）。

確かに、被告は、東京都の学校給食の検査費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象としているが、これは、学校給食では地産地消の観点からその地域で生産された食品を多く使用しているところ、隣接する千葉県等において一部の農水産物に出荷制限指示が出されたことを踏まえ、「重大な不安」や「具体的な不安」があるというわけではないものの、より一層の安全・安心を確保するために行われた検査であることから、その検査費用について賠償することとしたものである。このような考え方の下で、学校給食の検査費用を賠償の対象としているのであるから、こうした事実をもって、被告が東京都特別区における学校給食について「具体的な不安」が存在することを認めていることにはならないのである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

以上